

営利優先、組合活動を大山に制限する 労働協約



87. 5. 9
No. 2545

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二二（七）七二〇七

四月一日に東日本旅客会社と貨物会社が提案した「労働協約」は、営利を優先し労働組合活動を大幅に制限する不当極まりないものである。動労総連合は「申第六号」「申第七号」をもって中央交渉を積み重ね、修正を求めてきた。しかし、すべての労働組合は四月中に調印するに至った。

「労働協約」の恐るべき中身

「労働協約」の持つ恐るべき内容は次のとおりだ。
第一に、「協約の目的」を「社業の発展」とし、旧協約で明記されていた「従業員の労働条件の維持、改善、向上」を省いているように労使対等の原則を否定し、営利のみを優先し、労働者の権利を制限した協約である。

第二に、労使間の問題は団体交渉によって解決すべきであるにもかかわらず、「交渉委員三名（組合員千人以下）」、「団交事項から「福利厚生事項を除く」をはじめ、苦情処理についても当局に「却下」の権限があるなど大幅な制限を加える一方、合理化や能率の向上（＝首きり）をはかる経営協議会に重点を置く、団交形骸化の協約である。
第三に、労働組合の争議行為について「協議、交渉中は争議行為を行わない」等々、大幅に制限を加え、闘いを封殺せんとする協約である。第四に、会社が自由に組合事務所への立入り調査ができたり、当局の判断で一方向的に掲示が撤去できるなど、自由で民主的な労働組合活動を否定する協約である。

同時に調印し、当局はこれを背景に「提案したものは一字一句も変えない」姿勢で調印を迫る中で、四月三十日の全動労を最後に動労総連合以外すべての組合が調印するに至った。
当局はこの間、国鉄時代の労務政策を引き継ぎ「職場規律」攻撃や配転攻撃にうつつをぬかしている。
当面、「協約を結んだ組合を優遇する」ことで現場労働者を揺さぶり、差別・選別の強制配転を狙ってくることは明らかである。

原則的たたかいで 攻撃をハネ返せ

われわれは、「雇用安定協約を結ばない動労千葉は全員解雇」なる、当局・動労革マル一体となった反動キャンペーンを、原則的に闘うことを通してはね返してきた。

いま、「労働協約」をめくり同様の攻撃が加えられている中で、分割・民営化後も差別・選別―組織破壊攻撃をかげざるをえない現実こそ、動労総連合をはじめとする闘う国鉄労働者の存在と、勝利的前進を確認できるではないか。

「労働協約」のもつ組合つぶしの本質を見据え、原則的闘いで敵の狙いを打ち砕こう。

反動キャンペーンに負けるな

こうした理不尽極まりない協約について、当局の手先・動労革マル、鉄労をはじめとする鉄道労連が、四月一日、提案